

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「関係人口」創出による移住・定住促進 ～関係人口構築促進事業～

2 地域再生計画の作成主体の名称

山口県萩市

3 地域再生計画の区域

山口県萩市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本市は、平成17年に1市2町4村が合併し誕生した。本市域の人口は、昭和30年の97,744人がピークで、安定した雇用の場が少ないこともあり、都市部への流出による人口減少が続くとともに少子高齢化が進行し、平成19年以降は自然減が社会減を常に上回るなど本格的な人口減少局面を迎えている。平成27年には本市の人口は49,560人と5万人を割り、消滅可能性都市として危惧されるに至った。特に、人口減少が先行する中山間地域では、若い世代の流出による担い手不足が深刻化し、地域の主要産業である農林漁業経営の継続はもとより、集落の維持さえも困難となってきている。

- ・都市部の人に本市の地域活動に参加いただきたいが、ホームページ等における情報発信だけでは地方で活動したいと考える人に情報が十分に届いていない。

- ・都市部の人に地域活動に参加いただくにあたり、参加してもらった活動の内容、地域団体の受け入れ体制、継続的な関係性を構築するための仕組みが未熟である。

。

- ・参加いただきたい地域活動を集約し効果的に情報発信する人がいない。また、地域活動に参加いただいた人と継続的なつながりを持つ人、あるいは関係人口と地域団体との継続的な関係を支援してくれる人がいない（中間支援組織 令和4

年1月現在なし)。

- ・移住・関係人口、萩との関わりを深める取組を展開していくためには、受入れ地域側と「地域外の人材」の想いをマッチングするためのコーディネート・プロデュース機能が必要。そのためには自立した中間支援機能が不可欠であり、その中心的な役割を担う人材の育成も必要。
- ・関係人口から移住者・定住者へスムーズに移行させるための支援体制が脆弱である。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

萩市は山口県北部に位置し、北は日本海に面し、市の南部・東部には中国山地の山々や丘陵地が大半を占め、平野は河口部など一部を除き乏しい環境である。中心市街地は阿武川河口部の三角州に建設された萩藩の城下町であり、幕末まで藩の政治・経済・文化の拠点であった。萩藩には松下村塾や藩校明倫館などの全国に誇る学び舎があり、そこで学んだ志士達が日本の近代化の礎を築く原動力となった明治維新胎動の地としての歴史・文化を大切に継承し、明治維新150年となる今なお当時の様子を色濃く残している。萩市はこうした歴史・文化のまちとして、また、観光都市として広く知られ、年間約240万人の観光客が訪れている。

本市は平成17年に1市2町4村が合併し現在に至っており、中心市街地周辺には中山間地域が広がっている。産業別人口をみると、第1次産業13.2%、第2次産業18.7%、第3次産業68.1%（平成27年度国勢調査）となっており、豊かな自然環境を活かした多様な農産物、天然の優良漁場、豊富な森林資源を有しており、観光関連産業に加え、第1次産業も大きなウエイトを占めている。

本市では、生まれ育った若者の多くが進学や就職を契機に都市部へ流出する傾向にあり、また、超高齢社会を迎え、地域の担い手不足等様々な課題を抱えている。このため、総合戦略において「萩にあるもの、萩にしかないもの」を活用した「萩の創生」を掲げ、①人口減少の抑制に向け、移住・定住に関する希望を実現、②若い世代の働く場を創出し、結婚・出産・子育ての希望を実現、③人口減少・超高齢社会に対応した多様な地域を形成することを基本的な施

策の方向としている。

【目指す将来像】

萩市では、萩市基本ビジョンの柱の一つである「だれからも愛されるまち、求められるまちづくり」の実現のため、萩市にある資源をいかした「萩暮らし体験」や本市の魅力の発信による移住・定住の促進に取り組んでいるが、本市においては祭事などの伝統行事、稲刈りなどの第一次産業の担い手など地域活動ができる者が減少してきている。一方、都市部では地方で暮らしたいと考えている人が増えているが、生活環境も文化も異なる地方への移住・定住の決断は難しく定住者数の増加につなげていない。

こうした状況から、都市部に住みながらも萩市とつながる「関係人口」に着目し、関係人口から発展し移住・定住につなげる取組が重要となっている。具体的には、田舎暮らしに興味を持つ人や地方で活動したい人たちに、人材を求める本市の地域活動を紹介し、実際の活動を通じて関係人口を拡大するとともに、関係人口と呼ばれる人たちと継続的な関係を築き将来的には移住者・定住者への移行を目指す。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2020年度増加分 1年目	2021年度増加分 2年目
相談窓口を通じた移住者の数(人)	23	15	15
移住相談件数(件)	428	100	50
移住スカウトサービス「SMOUT」を通じて 萩を訪問した人の数(人)	0	30	10

2022年度増加分 3年目	K P I 増加分 の累計
15	45
50	200
10	50

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

移住スカウトサービスを活用し、地域外の人に「地域との関わりしろを見える化」し、コミュニケーションのきっかけとしてプロジェクトを実施する。関係人口が単発的なものにならず、継続的に豊かな関係性を育んでいけるよう、関係人口をマッチングする仕組みをつくり、事業に関わる関係人口の増加や将来的な移住者の拡大を図る。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

「関係人口」創出による移住・定住促進 ～関係人口構築促進事業～

③ 事業の内容

- ・ 地域活動の情報を発信する「メディア機能」、地方で活動したい人と参加いただきたい地域活動を出会わせる「マッチング機能」、双方向での「コミュニティ機能」を活用した移住スカウトサービスを利用し、地域団体が必要としている人材を的確に確保する。
- ・ 地方で活動したい人を受け入れ、継続的な関係を構築するための地域団体等を対象にした研修会の実施。
- ・ 参加いただきたい地域活動を集約し効果的に情報発信するとともに、関係人口との継続的なつながり、または関係人口と地域団体の継続的なつながりを支援するための中間支援組織を立ち上げるため、外部の人材・知見を活用する。
- ・ 地域の中において、中心的な役割を担うコーディネーターの育成を行う。

- ・令和4年4月に開設予定の萩暮らし案内所に関わる人を増やすため、関係案内人の養成を行う。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

ローカルエディター（地域おこし協力隊）は、人材を確保するためのプロジェクト作成手数料及び情報発信手数料を地域団体から徴収する。また、関係人口が地域活動に参加した場合には紹介手数料を地域団体から徴収し、地域おこし協力隊の退任後は、萩暮らし案内所管理運営事業に加え、これらを財源とした自立を目指す。

【官民協働】

関係人口を継続的に維持していくための中間支援組織の立ち上げに向け、外部の人材・知見の活用を活用し、地域づくりに参加してもらう仕組みを構築する。地域内に受け皿となる人材やチームが必要であるため、まちづくり団体や先輩移住者、地域おこし協力隊OB・OGなどと連携し事業を推進する。

【地域間連携】

地域内外の住民との交流促進に関わる事業を広域的に実施し、一体的なプロモーションにおける情報発信、イベントの共同開催、地域おこし協力隊の活動における連携など、交流から移住・定住までの総合的な取組を連携して展開し、圏域への移住者の増加を図る。

【政策間連携】

関係人口に対する情報は多岐にわたり組織を横断しており、現在それぞれが分野ごとに情報発信を行っている。現在の移住・定住相談業務に加え、地域と関係人口を結びつける機能を加えた「仮称：萩暮らし案内所」を新たに設置し、窓口のワンストップ化を図り、ターゲットを絞った効率的な移住・定住人口及び関係人口の拡大施策の実施が可能となる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

事業の実績とその後の発展性を勘案し、産官学金労や住民代表等により構成される「萩市総合戦略推進委員会」等において、外部の知見を活用した成果検証と、今後の施策展開についての意見聴取を行うとともに、PDCAサイクルによる効果検証を毎年実施する。

【外部組織の参画者】

【産】萩商工会議所 会頭

萩市観光協会 会長

山口県農業協同組合萩統括本部 本部長

山口県漁業協同組合はぎ統括支店 運営委員長

阿武萩森林組合 組合長

萩ブランド協同組合 組合長

萩温泉旅館協同組合 組合長

萩・阿西商工会 会長

【官】山口県萩県民局 局長

萩公共職業安定所 所長

【学】至誠館大学 事務局長

【金】山口銀行萩支店 支店長

萩山口信用金庫萩支店 支店長

【労】連合山口中部地域協議会萩地区会議 会長

【検証結果の公表の方法】

検証後、萩市HP等で公表を行う。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 11,451千円

⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2023年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。